

用語等の説明

第1. 火災統計

1. 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して、消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。

2. 火災の種別

火災は、次の種別に区分する。火災の種別が2以上複合するときは、焼き損害額の大きなものの種別による。

(1) 建物火災

建物火災とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。

(2) 林野火災

林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

(3) 車両火災

車両火災とは、原動機によって運行することができる車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。

(4) 船舶火災

船舶火災とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。

(5) 航空機火災

航空機火災とは、航空機又は、その積載物が焼損した火災をいう。

(6) その他の火災

その他の火災とは、(1)から(5)まで掲げる火災以外の火災(空地、田畑、道路、河川敷、ゴミ集積場、屋外物品集積場、軌道敷、電柱類等)をいう。

3. 焼損棟数

(1) 焼損棟数

ア 「焼損棟数」とは、焼損した建物の棟数をいう。

イ 「棟」とは、1つの独立した建物をいう。ただし、渡り廊下の類で2以上の棟に接続しているものは、その半分を折半してそれぞれの棟と同一とする。

(2) 焼損の程度

焼損の程度は、次のとおり区分する。

ア 全焼

建物の焼き損害額が火災前の評価額の70パーセント以上のもの又はこれ未満であ

っても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。

イ 半焼

建物の焼き損害額が火災前の評価額の 20 パーセント以上のもので全焼に該当しないものをいう。

ウ 部分焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 20 パーセント未満のものでぼやに該当しないものをいう。

エ ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 10 パーセント未満であり焼損床面積が 1 平方メートル未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 10 パーセント未満であり焼損表面積が 1 平方メートル未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。

3. り災世帯数

(1) り災世帯数の算定方法

ア 一般世帯又は施設等の世帯については、国勢調査の例に準じてり災世帯数を算定する。

イ 共同住宅の共用部分のみり災した場合には、り災世帯数を計上しない。

(2) り災程度

世帯のり災程度は、次のとおり区分する。

ア 全損

建物（収容物を含む、以下半損、小損において同じ）の火災損害額がり災前の建物の評価額の 70 パーセント以上のものをいう。

イ 半損

建物の火災損害額が、り災前の建物の評価額の 20 パーセント以上で全損に該当しないものをいう。

ウ 小損

建物の火災損害額が、り災前の建物の評価額の 20 パーセント未満のものをいう。

4. 損害額

(1) 火災損害

ア 「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、消火のために要した経費、焼跡整理費、り災のための休業による損失等の間接的な損害を除く。

イ 火災損害は、焼き損害、消火損害又は爆発損害に区分する。

(2) 損害額の算出方法

損害額は、り災地における時価による。

- ア 損害額の算出基準は、火災報告取扱要領の別表第4のとおりとする。
- イ 損害額は、千円単位とし、千円未満の端数金額があるときは、これを四捨五入する。

5. 死者及び負傷者

(1) 死者及び負傷者の範囲

- ア 「死者」又は「負傷者」とは、火災現場において火災に直接起因して、死亡した者（病死者を除く）又は、負傷した者をいう。
- イ 消防吏員及び消防団員については、火災を覚知した時より現場を引き揚げる時までの間に死亡した者又は負傷した者をそれぞれ死者又は負傷者とする。
- ウ 火災により負傷した後48時間以内に死亡した者は、火災による死者とする。

第2. 救急業務

1. 救急業務の定義

救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入りする場所において生じた事故（災害による事故等）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって、医療機関その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急性からやむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。）をいう。

2. 救急事故の種別

(1) 火災

火災現場において直接火災に起因して生じた事故をいう。

(2) 自然災害事故

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、地すべり、その他の異常な自然現象に起因する災害による事故をいう。

(3) 水難事故

水泳中（(6)運動競技によるものを除く）の溺者又は水中転落等による事故をいう。

(4) 交通事故

すべての交通機関相互の衝突及び接触又は単一事故若しくは歩行者等が交通機関に接触したこと等による事故をいう。

(5) 労働災害事故

各種工場、事業所、作業所、工場現場等において就業中発生した事故をいう。

(6) 運動競技事故

運動競技の実施中に発生した事故で直接運動競技を実施している者、審判員及び関

係者等の事故（ただし、観覧中の者が直接に運動競技用具等によって負傷したものは含み、競技場内の混乱によるものは含まない。）

(7) 一般負傷

他に分類されない不慮の事故をいう。

(8) 加害

故意に他人によって傷害等を加えられた事故をいう。

(9) 自損行為

故意に自分自身に傷害等を加えた事故をいう。

(10) 急病

疾病によるもので救急業務として行ったものをいう。

(11) その他

転院搬送、医師・看護師搬送、医療資器材等の輸送、その他のものをいう。

第3. 救助業務

1. 救助活動の定義

救助活動とは、災害により生命又は身体に危険が及んでおり、かつ、自らその危険を排除することができない者について、その危険を排除し、又は安全な状態に救出することにより、消防法の規定による人命の救助を行うことをいう。

2. 救助事故の種別

(1) 火災

火災現場において直接火災に起因して生じた事故をいう。

(2) 交通事故

すべての交通機関相互の衝突及び接触又は単一事故若しくは歩行者等が交通機関に接触したこと等による事故をいう。

(3) 水難事故

水泳中の溺者又は水中転落等による事故をいう。

(4) 風水害等自然災害事故

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、地すべり、その他の異常な自然現象に起因する災害による事故をいう。

(5) 機械による事故

エレベーター、プレス機械、ベルトコンベアその他の建設機械、工作機械等による事故をいう。

(6) 建物等による事故

建物、門、柵、へい等建物に付帯する施設又はこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故等をいう。

(7) ガス及び酸欠事故

一酸化炭素中毒その他のガス中毒事故、酸素欠乏による事故等をいう。

(8) 破裂事故

火災事故以外のボイラー、ボンベ等の物理的破裂による事故をいう。なお、瞬間的な燃焼現象である混合ガス爆発、ガスの分解燃焼、粉塵爆発などの化学的変化による爆発は、火災として扱う。

(9) その他の事故

(1) から (8) に掲げる事故以外の事故で、消防機関による救助を必要としたものをいう。

第4. 消防車両

(1) 普通消防ポンプ自動車・水槽付消防ポンプ自動車

級別は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年10月15日自治省令第24号）第16条の規定によるB1級以上の放水能力を有するものとする。

(2) はしご付消防ポンプ自動車・屈折はしご付消防ポンプ自動車

級別は、次のとおりとする。なお、地上高とは、はしごを最大起立角度で全部を伸長した場合における地表面からはしごの先端までの高さをいう。

級 別	地 上 高
18m 級以下	10m 以上 24m 未満
24m 級	24m 以上 30m 未満
30m 級	30m 以上 38m 未満
38m 級以上	38m 以上